

第 10 章 健康管理

第 10 章について

この 10 章の Q&A は、「福島県県民健康調査」への問合せ内容を中心に福島県民向けに作成したもののから編集しています。

県民健康調査に関してより詳しい情報をお知りになりたい場合は、下記ウェブサイトをご参照ください。

○福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センターウェブサイト

・県民健康調査について
<http://fukushima-mimamori.jp/outline/>

○ふくしま復興ステーション

・県民健康調査について
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-kenkocyoosa-gaiyo.html>

1. 基本調査 Q&A

QA10-1 基本調査の目的は何ですか。基本調査で何がわかるのですか。

A

- ① 福島第一原子力発電所の事故時に福島県におられた方々の外部被ばく線量を、行動記録に基づいて回答者ごとに推計し、結果をお返しします。
- ② 空間線量率が最も高かった時期の外部被ばく線量を把握する、唯一の方法です。
- ③ ご本人の健康管理の基礎資料となることはもちろん、健康の見守りに必要な施策の検討などを目的に、地域別など、個人が特定されない形で結果を解析します。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第10章 154ページ「基本調査 目的」

出典：福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センターウェブサイトより作成

出典の公開日：平成27年3月31日

本資料への収録日：平成29年3月31日

QA10-2 外部被ばく線量の推計は、どのようにして行っているのですか。

A

- ① 提出いただいた問診票の行動パターンの結果と線量率マップを組み合わせ、外部被ばく線量評価が行われています。
- ② 線量率マップは文部科学省のモニタリングデータが用いられています[※]。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第10章 157ページ「基本調査 解析方法 行動パターン調査と線量率マップ」

(解説)

- ※ 文部科学省が公表しているモニタリングデータが利用できない平成23年3月12日から15日のうち、3月12日から14日までの3日間は、平成23年6月に原子力安全・保安院（当時）が公表した放射性物質の放出量データを用いて、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）により計算された結果を適用しました。3月15日については、3月16日のデータと同じとし、3月16日以降については、文部科学省が公表しているモニタリングデータを利用しました。

出典：福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センターウェブサイトより作成

出典の公開日：平成27年3月31日

本資料への収録日：平成29年3月31日

QA10-3 内部被ばくについても推計してください。

A

- ① 現在の内部被ばく線量については福島県がホールボディ・カウンタによる内部被ばく検査を行っています。
- ② 詳細は福島県のウェブサイトをご覧ください。
 - ・ ホールボディ・カウンタによる内部被ばく検査 検査の実施について
(県内・県外)
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/wbc-kensa.html>

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第10章 197ページ「ホールボディ・カウンタによる内部被ばく検査の実施結果」

出典：福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センターウェブサイトより作成

出典の公開日：平成27年3月31日

本資料への収録日：平成29年3月31日

2. 甲状腺検査 Q&A

QA10-4 甲状腺検査の目的は何ですか。

A

- ① チェルノブイリ原発事故で明らかになった健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる、小児甲状腺がんがあります。
- ② 福島県ではチェルノブイリに比べて甲状腺の被ばく線量が低いと推定されていますが、子どもたちの甲状腺の状態を把握し、健康を長期に見守るため定期的に検査をしています。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第10章 162ページ「甲状腺検査 目的と対象」

出典：福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センターウェブサイトより作成

出典の公開日：平成27年3月31日

本資料への収録日：平成29年3月31日

QA10-5 甲状腺検査が病院でも受診できるようになりましたが、近くで受けられる病院がなくて不便です。今後増える予定はないのですか。

A

関係各位のご協力をいただきながら、県民健康調査の甲状腺検査を実施可能な検査機関（主に病院などの医療機関）を増やすように努めております。平成28年12月現在で、県内医療機関が58機関、県外医療機関が102機関となっております。検査機関一覧の最新情報は下記のリンクよりご確認ください。

県内の検査機関一覧

<http://fukushima-mimamori.jp/thyroid-examination/kyoten/>

県外の検査機関一覧

<http://fukushima-mimamori.jp/thyroid-examination/schedule-outside/media/inspection-list-outside-the-prefecture.pdf>

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第10章 170ページ「甲状腺検査 県内・県外検査体制について」

出典：福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センターウェブサイトより作成

出典の公開日：平成27年3月31日

本資料への収録日：平成29年3月31日

QA10-6 妊婦です。超音波検査で、お腹の子に何か悪い影響はありますか。

A

甲状腺検査で行う超音波検査は、妊娠中に産婦人科で胎児の状態を診る方法として広く普及している、いわゆる「エコー（超音波）」検査と原理は同じです。妊婦の方でも安心して甲状腺検査の超音波検査をお受けいただくことができます。

出典：福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センターウェブサイトより作成
出典の公開日：平成 27 年 3 月 31 日 日本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

QA10-7 二次検査は、どのような検査を実施するのでしょうか。

A

一次検査の結果、二次検査（精密検査）が必要と判断された方は、医師による問診、より詳細な超音波検査、血液検査、尿検査を行います。その結果必要と判断された場合、甲状腺の細胞を細い針で採取し、検査を行う穿刺吸引細胞診（せんしきゅういんさいぼうしん）を行うこともあります。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第10章 165 ページ「甲状腺検査 概要（3/4）」

下巻 第10章 166 ページ「甲状腺検査 概要（4/4）」

（解説）

【二次検査実施機関について】

二次検査は福島医大のほか、協定を締結している県内外の検査実施機関で受診することが可能です。

二次検査実施機関一覧については下記をご参照ください。

<http://fukushima-mimamori.jp/qanda/thyroid-examination/media/secondary-inspection-list.pdf>

今後も医療機関へ協力を仰ぎ、二次検査実施機関を整備していきます。また、二次検査初診予約は、県民健康管理センターで調整をいたしますので、検査実施機関への直接のご連絡はご遠慮ください。

【検査費用について】

二次検査は無料です。ただし、検査会場までの交通費等については自己負担となりますのでご了承ください。また、二次検査の結果、治療や経過観察が必要になった場合は通常の保険診療に移行します。保険診療による医療費のご負担は現在住民票をお持ちの自治体の制度によって異なります。なお、二次検査後に生じた経済的負担を支援する福島県の制度（県民健康調査甲状腺検査サポート事業）が実施されています。詳しい制度については、こちらからご確認ください。

（<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/kenkocoyosa-kojyosen-support.html>）

出典：福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センターウェブサイトより作成

出典の公開日：平成 27 年 3 月 31 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

QA10-8 判定結果の「A1」「A2」「B」「C」とは、具体的にどのような状態のことですか。

A

- ① A判定は、のう胞又は結節の有無によって2つに分かれます。
A1：超音波検査によって、のう胞、結節共に、その存在が認められなかった状態です。
A2：超音波検査によって、大きさが20mm以下ののう胞、又は5mm以下の結節が認められた状態です。
- ② A1,A2 のどちらも、今回はこれ以上の詳細な検査は必要がないと考えられることから、定期的実施されている次回の検査を受診いただくようご案内しています。
- ③ BおよびC判定は、甲状腺の状態をより詳しく把握するため、二次検査の受診をお勧めするものです。B判定は超音波検査によって、大きさが20.1mm以上ののう胞、又は5.1mm以上の結節が認められた状態です。なお、県民健康調査の甲状腺検査では、のう胞の中に結節と思われる充実部分がある場合、それをのう胞ではなく、結節として取扱います。例えば、30mmののう胞の中に、3mm程度の充実部分があった場合は、「30mmの結節」とし、B判定としています。
- ④ C判定は、複数の医師による検討の結果、速やかに二次検査を実施した方がよいとの判断をした状態です。甲状腺がんのリスク以外に、例えば、声帯の近くにのう胞があり、声が出しづらいことが推察されるため、日常生活を支障なく送るために早めの治療をお勧めする、といった場合を含みます。
- ⑤ 甲状腺と検査結果については動画でも解説をしております。以下のウェブサイトをご覧ください。
<http://fukushima-mimamori.jp/thyroid-examination/explanation-video/>

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第10章 165ページ「甲状腺検査 概要 (3/4)」

出典：福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センターウェブサイトより作成

出典の公開日：平成27年3月31日

本資料への収録日：平成29年3月31日

QA10-9 「のう胞」、「結節」とは何ですか。

A

- ① 「のう胞」とは体液の溜まった袋状のものです。のう胞の中身は液体のみで、細胞がないためがんになることはありません。
- ② 「結節」は「しこり」とも呼ばれ、甲状腺の細胞が変化したものです。結節には良性と悪性（がん）があり、多くは良性です。
- ③ なお、のう胞の中にはのう胞の中に結節を伴うものがあります。県民健康調査では、これのをう胞とせず、結節と判定しています。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第10章 167ページ「甲状腺検査 結節とは」

下巻 第10章 168ページ「甲状腺検査 のう胞とは」

下巻 第10章 169ページ「甲状腺検査 充実部分を伴うのう胞の扱い」

出典：福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センターウェブサイトより作成

出典の公開日：平成27年3月31日

本資料への収録日：平成29年3月31日

QA10-10 診断に用いた画像や詳しい検査結果、医師による所見は、本人に通知されるのでしょうか。

A

- ① 一次検査で得られた超音波画像は、その場では判定せず、複数の専門医により構成される判定委員会で判定を確定します。これは、見落としを少しでも減らすためです。また、この検査は長きにわたり様々な医療機関でも検査を続けていくことから、県民健康調査として一定の基準で判断することを心がけているためです。
- ② 確定した検査結果については、後日、郵送でお送りしております。なお、検査結果が郵送されるまでの間の不安の軽減や検査の意義をよりよく理解していただくために、公共施設等の一般会場にて、希望者に対し医師による暫定的な結果内容を説明する機会（説明ブース）を設けています。（県内・県外の検査実施機関では、説明ができない場合もあります。学校検査では説明をしておりません。あらかじめご了承ください。）また、甲状腺検査対象者及びご家族の皆さまが利用できる質問専用ダイヤルを設けています。
- ③ 希望される場合は、申請により検査結果の詳細情報（以下の情報）を得ることができます。
 - ・ 一次検査実施時の超音波診断装置による画像（静止画、動画）。
 - ・ のう胞や結節の有無、大きさ等を記載した検査レポート。
 - ・ 二次検査対象者は二次検査時の超音波診断装置による画像（静止画、動画）、血液検査や尿検査結果表など。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第10章 166 ページ「甲状腺検査 概要（4/4）」

（解説）

詳しくは、「甲状腺検査詳細情報取得手続きの簡素化について」

<http://fukushima-mimamori.jp/thyroid-examination/data-request/>

をご参照いただくか、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

福島県立医科大学 ふくしま国際医療科学センター

放射線医学県民健康管理センター

電話：024-549-5130（土日祝日を除く 9:00～17:00）

おかけ間違いのないようご注意ください

メール：kenkan@fmu.ac.jp

出典：福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センターウェブサイトより作成

出典の公開日：平成 27 年 3 月 31 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

QA10-11 1回目の検査でのう胞がありました、2回目ではう胞が消えました。このようなことはあるのですか。

A

- ① のう胞は、成長の過程で現れたり消えたりするもので、その大きさも頻繁に変わります。
- ② 甲状腺と検査結果については、動画でも解説をしています。「甲状腺検査」解説動画のウェブサイト*をご覧ください。
* <http://fukushima-mimamori.jp/thyroid-examination/explanation-video/>

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第10章 168ページ「甲状腺検査 のう胞とは」

出典：福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センターウェブサイトより作成

出典の公開日：平成27年3月31日

本資料への収録日：平成29年3月31日

QA10-12 成人の検査は、必要ありませんか。

A

- ① チェルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる甲状腺がんの発症があります。甲状腺がんは被ばく時の年齢が低いほど発症のリスクが高いことがわかっており、チェルノブイリでは、事故当時の年齢が0～5歳など年齢の低い層に、事故後4～5年経ってから甲状腺がん発症の増加を認めていることが問題とされました。
- ② このため、福島県の甲状腺検査では、万一のことを考えて検査対象者の年齢幅を大きくとり、事故当時18歳以下の全県民を対象に、この検査を行い、さらにその方々が成人した後も長期的に見守っていくこととしました。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第10章 162ページ「甲状腺検査 目的と対象」

出典：福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センターウェブサイトより作成

出典の公開日：平成27年3月31日

本資料への収録日：平成29年3月31日

QA10-13 「チェルノブイリでは、子どもの甲状腺がんが多く発症した」と聞きますが、福島県は本当に大丈夫なのでしょうか。

A

- ① 福島県で行われている甲状腺検査の先行検査で見つかった甲状腺がんは、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射線の影響とは考えにくいとされています。
- (ア)被ばく線量がチェルノブイリ事故と比べて総じて小さいこと、
(イ)被ばくからがん発見までの期間が概ね1年から4年と短いこと、
(ウ)事故当時5歳以下からの発見はないこと、
(エ)年齢分布が福島県とチェルノブイリでは大きく違うこと
(オ)地域別の発見率に大きな差がないこと
- から、総合的に判断して、放射線の影響とは考えにくいと評価したものです。
- ② しかし、放射線影響をみるためには、今後も長期にわたり経過を見る必要があり、これからも継続して検査を受診することが必要です。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第10章 176ページ「甲状腺検査 先行検査結果に対する見解」

出典:統一的な基礎資料 下巻第10章 176ページ「甲状腺検査 先行検査結果に対する見解」

出典の公開日:平成27年3月31日

本資料への収録日:平成29年3月31日

3. 健康診査 Q&A

QA10-14 「健康診査」の検査項目には、どのような意味があるのですか。

A

- ① 「健康診査」においては、今回の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、突然避難を余儀なくされ、生活習慣・生活スタイルを一変せざるを得なかった方々を対象として、生活習慣病の予防を含め、様々な疾病の早期発見、早期治療につなげることに主眼をおいた検査項目を設定しています。
- ② 16歳以上の健診項目については、これまでの「特定健康診査」の検査項目を基本として、感染症やアレルギー、白血病、がんなど様々な病気の診断や早期発見の一助となる血算（貧血検査、血小板数、白血球数、白血球分画）と共に、尿潜血、血清クレアチニン、eGFR（糸球体濾過率：腎臓が血液を1分間に濾過する能力）、尿酸を追加項目として設定しています。
- ③ 15歳以下のお子様についても血液検査（血算）を実施することとしており、小学生以上の方につきましては、生活習慣病の早期発見の一助となるよう、希望により血液生化学検査を追加して検査することができるようにしています。
- ④ 乳幼児に関しては、それに伴う身体的負荷や心理的不安が少なくないこと等から、これらを考慮し、採血の実施は保護者の希望により選択できることをより明確にするため、「受診録兼結果報告書」に採血の希望の有無の欄を設け、確認しています。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第10章 178ページ「健康診査 概要（1/2）」

(解説)

県民健康調査「健康診査」では、次の検査を行っております。

- ・ 身体の発育状況の検査（身長、体重）
- ・ 貧血検査（赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン）
- ・ 腎臓機能の状態の検査（尿潜血、尿蛋白、血清クレアチニン、eGFR）
- ・ 肝臓機能の状態の検査（AST、ALT、 γ -GT）
- ・ 脂質異常症の有無を評価する検査（HDL-C、LDL-C、中性脂肪（TG））
- ・ 生活習慣病に関する検査（血圧、腹囲、空腹時血糖、ヘモグロビン A1c（HbA1c）、尿糖）
- ・ 感染症や白血病等の発見の一助となる検査（血小板数、白血球数、白血球分画）
- ・ 痛風などを見つける手がかりとなる検査（尿酸）

出典：福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センターウェブサイトより作成

出典の公開日：平成 27 年 3 月 31 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

4. こころの健康度・生活習慣に関する調査 Q&A

QA10-15 この調査の目的を教えてください。

A

今回の東日本大震災により、津波で近親者を失う、家財を喪失する、恐怖体験をするなど心的外傷（トラウマ）を負った方もいらっしゃると思います。また、放射線による健康への影響を不安に思っている方もおられます。福島県においても精神的影響が予測されることから、こころとからだの健康状態と現在の生活習慣などを把握して、適切なケアを提供するため、こころの健康度・生活習慣に関する調査を実施しています。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第10章 183ページ「こころの健康度・生活習慣に関する調査 概要（1/2）」

出典：福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センターウェブサイトより作成

出典の公開日：平成27年3月31日

本資料への収録日：平成29年3月31日

QA10-16 「支援」とはどのようなもので、どのように行われるのですか。

A

- ① 「こころの健康度・生活習慣に関する調査」の回答を専門家が検討し、回答して頂いた方全員に結果を郵送します。
- ② 支援が必要と思われる方へは、電話か文書で連絡します。
- ③ 電話の場合、支援チームである臨床心理士や保健師、看護師等が連絡します。
- ④ 必要に応じて支援や助言を行い、場合によっては市町村や、ふくしま心のケアセンター、医療機関等をご紹介します場合があります。

出典：福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センターウェブサイトより作成

出典の公開日：平成 27 年 3 月 31 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

5. 妊産婦に関する調査 Q&A

QA10-17 妊産婦に関する調査の目的は何ですか。

A

福島県で子供を産み、育てようとする妊産婦の皆様が多くが、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、避難生活を送り、生活習慣の変化からのストレスや放射線への心配事を抱えています。

そこで、福島県で子供を産み、育てようとする妊産婦の皆様の現状、からだやこころの健康度、ご意見・ご要望を的確に把握し、不安の軽減や必要なケアを提供すること、安心の提供と今後の福島県内の産科・周産期医療の充実へつなげることを目的として実施しています。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第10章 189ページ「妊産婦に関する調査 目的」

出典：基礎資料下巻 第10章 190ページ「妊産婦に関する調査 目的」より作成

出典の公開日：平成24年11月20日

本資料への収録日：平成29年3月31日

QA10-18 震災後生まれた子どもが、甲状腺がんになるのではないかと心配です。

A

- ① チェルノブイリの放射線事故で、現在まで明らかに発がんが増加した疾患は、子どもの甲状腺がんと言われていますが、これは、放射性ヨウ素の内部被ばくが原因と考えられています。物理的半減期から4月下旬以降は環境中から消失しています。しかも今回の東京電力福島第一原子力発電所事故によるほとんどの福島の子どもの甲状腺被ばく線量は、チェルノブイリとは全く違い、かなり低いと予想されています。

放射性物質の物理学的半減期

放射性物質	半減期（物理学的半減期）
セシウム 137	30年
セシウム 134	2.1年
ヨウ素 131	8日
カリウム 40	13億年

- ② しかしわずかでも甲状腺の被ばくを考え長期にフォローした方がいい子どもさんがおられる可能性を考え、現在、福島の子どもの甲状腺の検査が行われています。
- ③ 胎児と甲状腺がんの発症率に関してのチェルノブイリの事故のデータでは、事故の時、胎児（お母さんのお腹の中にいた）だった子どもの甲状腺がん発症は2409人を調べてわずかに1人で、事故のとき既に生まれていた新生児の甲状腺がん発症率は31人/9720人(Shibata Yら, Lancet 2001年)で、単純に比較すると胎児の発症リスクは子どもの8分の1となり、胎児はお母さんにより守られていたと考えられています。
- ④ 以上のデータはあくまでもあるレベル被ばくした場合の（例えば甲状腺の被ばく線量、臓器等価線量が数千mSvというチェルノブイリと比較したときの）リスクの話が中心です。福島県での一般住民の被ばく量はいままでお話ししてきたデータに出てくる数値より更に少ない量と考えられます。

出典：福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センターウェブサイトより作成

出典の公開日：平成24年11月20日

本資料への収録日：平成29年3月31日